

第36期定時株主総会 招集ご通知



開催概要

- 日 時
平成29年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）
- 場 所
東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階
ベルサール九段
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 議決権行使書用紙又はインターネット等による議決権行使期限
平成29年6月26日（月曜日）
午後5時20分
※詳細は3～4ページをご覧ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

日本アジア投資株式会社 証券コード 8518

目 次

株主の皆さまへ（トップメッセージ）	1
議決権行使についてのご案内	3
招集ご通知	5
株主総会参考書類	7
事業報告	13
連結計算書類・計算書類	37
監査報告	43
株主の皆さまへ（特集）	48

本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主の皆さまへ

Top Message トップメッセージ

日本とアジアを繋ぐ投資会社として35年に亘る経験を
安心・安全で質と生産性の高い未来を創り、日本と

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
ここに、第36期のご報告を申し上げます。 代表取締役 細窪 政

第36期の実績

2期連続の最終黒字を達成

第36期の営業収益は、前年並みの46億円を維持しました。

プライベートエクイティ事業では、5社の新規上場を実現しました。また、投資資産の入れ替えが進み、評価損や引当金による損失も減少しています。

再生可能エネルギー投資事業では、メガソーラープロジェクトのうち5件、17.7メガワット相当を売却し約7.7億円の利益を獲得しました。

その結果、最終利益は5億円となり、2期連続の最終黒字を達成しました。しかしながら、過年度の損失を補うには至らず、誠に遺憾ながら当期の配当は見送らせていただきます。

経営体制の刷新

収益拡大とガバナンス強化に向けて

私は、社長に就任後、債務の圧縮や経営合理化を進め会社の収益基盤の確立に尽力し、一定の成果をご報告できるまでに至りました。そこで、JAICのさらなる発展のため、新たな経営陣に志を引き継ぐことと致しました。

今回の株主総会では、ガバナンス強化に向けて取締役会議長を務める会長の登用や、新社長候補を含めた**取締役選任議案**⇒P.7を付議しております。

株主の皆さまにおかれましては、新経営陣ともども引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

第36期の新規上場実績

(株)ネットマーケティング 
2017年3月31日
JASDAQスタンダード上場

リファインバース(株) 
2016年7月28日東証マザーズ上場

(株)エルテス 
2016年11月29日 東証マザーズ上場

WASHハウス(株) 
2016年11月22日
東証マザーズ・福証Q-Board上場

セカンダリー案件 1社
投資後1か月で上場企業と株式交換



活かし、投資活動を通じて、少子高齢化が進む社会に
アジアの持続的成長に貢献します。

新社長に内定した私より、今後の経営方針をご説明申し上げます。

常務取締役 下村 哲朗

第37期の計画

足元の黒字を確保し将来の収益を創る

第37期は、3期連続の黒字を目指すとともに、将来の収益の源泉である有望企業や高採算プロジェクトへ積極的に投資します。

そのために、プライベートエクイティ事業では、国内大手金融機関を迎えたファンドの設立を目指します。投資領域も、ベンチャー投資だけでなく、**グロース投資や事業承継型バイアウト投資へと拡大** ⇒ 特集1 P.48 していきます。

再生可能エネルギー投資事業 ⇒ 特集2 P.49 では、高採算の案件を確保して投資を行います。並行して、既存のプロジェクトの一部は売却し、早期に利益と資金を回収します。その回収資金で再度新規の投資を行い、収益性や効率性を高めます。

また、2017年4月に新設した専門部署にて資本業務提携先であるFirst Easternグループとの協業を推進するほか、全社を挙げて**第3の収益の柱となる新規事業** ⇒ 特集3 P.50 の立ち上げを目指します。

JAICの目指す姿

日本とアジアの持続的成長に貢献

JAICは、35年の歴史ある日本の投資会社であり、様々な分野でアジアとの繋がりを重視して投資活動を展開してきました。

今日、少子高齢化が急速に進み、私達を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、事業の更なるイノベーションとリノベーションを通じ安心・安全で、かつ質と生産性の高い社会の実現が不可欠となっています。JAICは投資活動を通じ、企業の問題を解決し、またその成長をサポートすることで、日本とアジアの経済・社会の持続的成長に貢献します。

第37期の計画

国内大手金融機関とのファンド設立

グロース・バイアウトへ投資領域拡大

高採算のメガソーラー案件確保

First Easternとの協業推進

第3の収益の柱となる新規事業立ち上げ

議決権行使についてのご案内

議決権は次の3つの方法によりご行使いただくことができます。

1

出席



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時

**平成29年 6 月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前 9 時）**

場 所

住友不動産九段ビル 3 階 ベルサール九段
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2

郵 送



同封の議決権行使書用紙に**議案に対する賛否をご表示の上、
行使期限までに到着するようにご返送**ください。

行使期限

**平成29年 6 月26日（月曜日）
午後 5 時20分到着分まで**

早期投函のお願い：行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。
お早めにご投函ください。

3

インター
ネット



議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、
同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」
及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否
をご入力ください。スマートフォン・携帯電話からでもご利用できます。

行使期限

**平成29年 6 月26日（月曜日）
午後 5 時20分まで**

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時から午後9時まで、通話料無料)

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

なお、ご不明な点等は、3ページに記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

1 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- ② パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク(株)の商標、登録商標又はサービス名です。

2 議決権行使の方法について

- ① 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ① インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効と致します。
- ② インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。

4 その他

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株 主 各 位

証券コード 8518
平成29年6月9日

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

日本アジア投資株式会社

代表取締役 **細窪 政**

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第36期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	3ページ及び4ページの議決権行使についてのご案内をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jaic-vc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
なお、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表は、本株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類と合わせて、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jaic-vc.co.jp/>) に掲載致しますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の取締役に対する監督機能を高めることを目的として、取締役会の議長と業務執行の最高責任者である代表取締役を分離するため、取締役会の議長を代表取締役から取締役会長に変更したく、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集者および議長) 第 23 条 取締役会は、代表取締役がこれを招集しその議長となる。 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(招集者および議長) 第 23 条 取締役会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集しその議長となる。 <u>取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。また、第36期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の監査等委員でない取締役の報酬等についても検討がなされた結果、報酬の水準及び報酬体系に異論はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	新任 社外 かわまた よしあき 川俣 喜昭 (昭和25年5月30日生)	昭和48年 4月 (株)三和銀行（現 (株)三菱東京UFJ銀行） 入行 平成18年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 国際部門副部門長 平成20年 4月 同 専務執行役員 米州本部長 平成22年 5月 同 専務執行役員 米州本部長 兼 モルガン・スタンレーMUFG証券(株) 取締役会長 平成22年 6月 (株)三菱東京UFJ銀行 退社 平成28年 6月 モルガン・スタンレーMUFG証券(株) 取締役会長 退任 平成28年 6月 マニライフ生命保険(株) 社外取締役（現任） 平成28年 6月 三信(株) 社外監査役（現任） 平成29年 4月 当社 顧問（現任） (現在に至る) (重要な兼職の状況) マニライフ生命保険(株) 社外取締役	一株
<社外取締役候補者とした理由> 企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性の見地から適切な提言をいただくこと、並びに、第1号議案の承認及び本定時株主総会終了後の取締役会での決議を条件として、取締役会の議長として取締役会での議論をより活性化させることを期待して社外取締役として選任をお願いするものです。			
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	再任 しもむら てつろう 下村 哲朗 (昭和30年5月26日生)	昭和53年 4月 (株)東京銀行（現 (株)三菱東京UFJ銀行） 入行 平成16年 4月 (株)東京三菱銀行（現 (株)三菱東京UFJ銀行） 横浜駅前支社長 平成18年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行 アジア本部中国部長 平成20年 2月 当社入社 平成20年 7月 同 執行役員 海外業務中華圏担当兼財務担当 平成21年 4月 同 執行役員 財務グループ担当 平成21年 6月 同 取締役 財務／ポートフォリオ管理／RMグループ管掌 平成23年10月 同 常務取締役 経営管理本部長 平成25年 4月 同 常務取締役 管理グループ／企画グループ管掌 平成27年 4月 同 常務取締役 管理グループ／新エネルギー投資グループ管掌 平成28年 4月 同 常務取締役 管理グループ／新エネルギー投資グループ／投資企画グループ管掌 平成29年 4月 同 常務取締役 管理グループ／新エネルギー投資グループ／事業開発グループ管掌 (現在に至る)	900株
<取締役候補者とした理由> 前職からの豊富な人脈や海外での業務経験、及び当社における経営管理業務、再生可能エネルギー投資事業の立ち上げ、First Easternグループとの資本業務提携などの実績を勘案して取締役候補者となりました。これらの経験や知識を活用して、当社の経営戦略等の立案や業務の執行を行うことで、当社の企業価値を向上させることを期待して選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	再任 しむら せい いちろう 志村 誠一郎 (昭和24年10月16日生)	昭和47年 4月 石川島播磨重工業(株)（現 (株)IHI）入社 平成元年 3月 日本エンタープライズディベロップメント(株)入社 平成11年 4月 安田企業投資(株) 取締役投資本部長 平成17年 6月 同 常務取締役投資本部長 平成19年 9月 新光証券(株)（現 みずほ証券(株)）入社 平成20年 2月 ネオステラ・キャピタル(株) 常務執行役員 平成22年 7月 (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役 平成26年 2月 当社入社 投資グループ部長 平成27年 4月 同 執行役員 投資グループ担当 平成28年 6月 同 取締役 投資グループ管掌 平成29年 5月 (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役 退任 (現在に至る)	一株
＜取締役候補者とした理由＞ 同業他社での豊富な業務経験により蓄積された投資業務に対する知見や、業界内での豊富な人脈、及び当社における新規ファンド組成などの実績を勘案して取締役候補者となりました。これらの経験や知識を活用して、当社の経営戦略等の立案や業務の執行を行うことで、当社の企業価値を向上させることを期待して選任をお願いするものです。			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.川俣喜昭氏は新任の候補者であります。
- 3.川俣喜昭氏は社外取締役候補者であります。
- 4.当社は、川俣喜昭氏が取締役就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく同氏の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- 5.川俣喜昭氏の当社顧問就任は、当社の社外取締役に就任することを前提としたものであります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 お お も り か ず の り 大森 和徳 (昭和29年2月12日生)	昭和51年 4月 (株)三和銀行（現 (株)三菱東京UFJ銀行） 入行 平成14年 5月 (株)UFJ銀行（現 (株)三菱東京UFJ銀行） 上海支店長 平成16年 2月 中国浙江省杭州市 経済技術開発区 経済顧問 平成16年 3月 中国江蘇省蘇州市 蘇州工業園区 高級顧問 平成17年10月 日本興亜損害保険(株)（現 損害保険ジャパン日本興亜(株)） 本店営業第1部 金融担当部長 平成20年10月 (株)学生情報センター 執行役員 平成21年12月 同 専務執行役員 平成25年 6月 (株)社楽パートナーズ 顧問 副会長 平成27年 6月 当社 取締役 監査等委員長（現任） 平成28年 5月 (株)社楽パートナーズ 顧問 退任 (現在に至る)	一株
<取締役候補者とした理由> 海外での業務経験や、当社と近い業種である他社での業務経験を活用することで、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	再任 社外 独立 や ず か わ ひ と し 安川 均 (昭和14年8月29日生)	昭和38年 4月 日立化成工業(株)入社 平成 7年 4月 同 常務取締役経営企画室長 平成11年 6月 日本電解(株) 代表取締役社長 平成18年10月 同 退社 平成19年 6月 当社 社外監査役 平成27年 6月 同 社外取締役 監査等委員（現任） (現在に至る)	一株
<社外取締役候補者とした理由> 企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	再任 社外 独立 沼波 正 （昭和28年5月23日生）	昭和51年 4月 日本銀行入行 平成20年 6月 同 国際局長 平成22年 2月 政策研究大学院大学 教授 平成23年 6月 公益財団法人 金融情報システムセンター 常務理事 平成26年 7月 日本興亜損害保険(株)（現 損害保険ジャパン日本興亜(株)）顧問 平成27年 6月 当社 社外取締役 監査等委員（現任） 平成28年 6月 損害保険ジャパン日本興亜(株) 顧問 退任 平成28年 6月 エヌエヌ生命保険(株) 社外取締役（監査等委員）（現任） （現在に至る） （重要な兼職の状況） エヌエヌ生命保険(株) 社外取締役（監査等委員）	一株
	＜社外取締役候補者とした理由＞ 直接企業の経営に関与された経験はありませんが、経済や金融に関する高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安川均氏及び沼波正氏は、社外取締役候補者であります。
3. 安川均氏の当社監査役としての在任期間は第34期定時株主総会の終結の時をもって8年でした。その後同氏は当社社外取締役（監査等委員）に就任しており、社外取締役（監査等委員）としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 沼波正氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、安川均氏及び沼波正氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。また、当該2名の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
社外 くどう けん 工藤 研 (昭和40年4月23日生)	平成 8年 4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 平成12年12月 東京グリーン法律事務所開設 弁護士（現任） 平成18年 4月 当社 社外監査役 平成27年 6月 同 補欠監査等委員 (現在に至る)	一株

＜補欠の監査等委員候補者（社外取締役候補者）とした理由＞

過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した事実はございませんが、企業法務に精通し、弁護士の立場から法律分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を望めるため選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 東京グリーン法律事務所と当社との間には契約関係はありません。
3. 工藤研氏は、補欠の監査等委員候補者（社外取締役候補者）であります。
4. 当社は、工藤研氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の日本経済は、海外諸国の景気回復期待に伴い緩やかな回復基調にあり、株式市況もおおむね堅調に推移しました。そのような環境のもと、当連結会計年度における当社グループの事業の経過及び成果は、営業収益4,681百万円（前連結会計年度比1.9%増）、営業利益739百万円（前連結会計年度営業損失123百万円）、経常利益540百万円（前連結会計年度比61.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益564百万円（同20.2%減）となりました。その詳細については、以下のとおりです。

イ. ファンドの状況

当連結会計年度末における当社グループが管理、運用又は投資情報の提供を行っているファンドの運用残高は、満期を迎えたファンドについて着実に清算を進めた結果、前連結会計年度末から減少し15ファンド、28,753百万円（前連結会計年度末17ファンド、39,335百万円）となりました。

投資事業組合等運営報酬は278百万円（前連結会計年度比 49.3%減）と前連結会計年度に比べ減少しました。ファンド運用残高の減少に伴い管理運営報酬等が減少し、ファンドで生じた売却益が減少したため成功報酬も減少しました。

既存ファンドの運用残高や報酬は減少傾向にあるため、当社ではファンドの新規組成に注力しています。当連結会計年度においては、大手金融機関を出資者に迎え、国内で事業再生投資を行う5億円のファンドを設立しました。

ロ. 投資実行の状況

当連結会計年度の、当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドからの投資実行額は、総計で33社、4,315百万円（前連結会計年度比5.4%増）と前連結会計年度から若干増加しました。

プライベートエクイティ事業については、日本とアジアに跨る総合的投資会社として、両地域において成長企業に投資をしています。投資対象とする業種は特定しておらず、多岐にわたります。ただし、ICT（情報通信技術）の個人向けサービスなど一部の業種では投資候補先企業の株価が高騰しているため、投資採算を重視し厳選して投資をしています。国内では、前連結会計年度に設立した「JAIC企業育成投資事業有限責任組合」によるセカンダリー案件への投資に加え、有望企業へ投資を行い中長期的にその成長を支援しています。中国では、瀋陽市で運用中のファンドを中心に投資を行っています。

再生可能エネルギー投資事業については、メガソーラープロジェクトについて、既存プロジェクトを着実に推進し追加の投資を行いました。また、新規のプロジェクトについても、三重県で建設中のプロジェクト1件16.5 MWなどに投資を実行しました。今後も各プロジェクトの事業化を確実に実現するとともに、さらなる案件の開拓に努めて参ります。

なお、当社グループがメガソーラープロジェクトに投資を行う際のモデルスキームは、プロジェクトごとに設立した特別目的会社が、総工費のうち80～85％程度の金額をプロジェクトファイナンス等のローンで調達し、残る15～20％程度の金額を、当社グループ、及び当社グループの関与するファンド、並びにその他の共同投資家から匿名組合出資で調達します。調達した資金によりメガソーラー発電所が建設され、特別目的会社がこれを保有します。

当連結会計年度末において投資をしているプロジェクトは、売却や他回収済みの案件を除き、合計で23件、113.8MWまで拡大しました。このうち、上述のスキームにより当社グループが出資した持分に帰属する部分は、67.0MW相当となります。

また、当連結会計年度末の、当社グループの自己勘定、及び当社グループが管理運営するファンドの投資残高は196社、16,558百万円（前連結会計年度末 223社、18,783百万円）と前連結会計年度末に比べ減少しました。プライベートエクイティ事業では、満期を迎えたファンドの投資回収が進捗しました。再生可能エネルギー投資事業では、メガソーラープロジェクトについて、5件、17.7MWのプロジェクトを東京証券取引所のインフラファンド市場に上場する「日本再生可能エネルギーインフラ投資法人」に対し売却しました。また、採算性の低下などの理由で3件、9.8MWのプロジェクトから投資資金を回収しました。

八、IPO（新規上場）、投資損益及び組合持分利益等の状況

当連結会計年度において、当社グループの投資先企業の中からIPOを果たした企業は、上場企業との株式交換（国内1社）を含め国内5社、海外1社、合計5社（前連結会計年度 国内6社、海外2社、合計8社）と前連結会計年度から減少しました。

投資損益の状況については、国内では、満期を迎えるファンドから投資する企業の株式売却や、IPOを果たした企業の株式売却が進捗しました。一方、海外では前連結会計年度に比べ大型の売却案件が減少しました。その結果、営業投資有価証券の売却高は前連結会計年度から減少し3,184百万円（前連結会計年度比8.7％減）となりました。実現キャピタルゲインは、売却高が減少したことに加え、ファンド満期に伴う売却では一部売却損の生じた銘柄もあったため1,057百万円（同27.4％減）と前連結会計年度に比べ減少しました。

営業投資有価証券評価損は、他社の運営するファンドに対する計上額等72百万円（同430.4％増）が発生し、前連結会計年度に比べ増加しました。一方、投資損失引当金繰入額は、営業投資資産の入れ替えが進んでいることなどから279百万円（同70.6％減）と減少しました。

以上の結果、実現キャピタルゲインから評価損と投資損失引当金繰入額を控除した投資損益は、705百万円の利益（同43.0％増）と前連結会計年度に比べ増加しました。

また、組合持分利益等は、5件、17.7MWのメガソーラープロジェクトを売却したことによる利益、及び売電中のメガソーラープロジェクトからの売電収入、並びに他社の運営するファンドの持分利益が計上されたため、前連結会計年度から増加し1,153百万円（同158.8％増）となりました。

二. 販売費及び一般管理費、その他の状況

販売費及び一般管理費の合計額は、前連結会計年度に比べ減少し1,297百万円（前連結会計年度比20.0%減）となりました。前連結会計年度においては、当社が出資するファンドから当該ファンドを運営する会社向けに支払った支払成功報酬379百万円が組合持分経費に計上されました。当連結会計年度ではこのような支払成功報酬が少なかったため、販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ減少しました。

営業外収益については、前連結会計年度から減少し164百万円（同81.9%減）となりました。投資有価証券に該当するファンドにおいて投資先企業の売却額が減少したため、当該ファンドなどからの受取配当金が減少しました。

特別損益については、メガソーラープロジェクトを売却したことに伴い、固定資産売却益394百万円、及びリース解約損181百万円を計上しました。また、メガソーラー発電所建設プロジェクトに関する長期前払費用に対して、プロジェクトの中止に伴い減損損失130百万円を計上しました。

非支配株主に帰属する当期純損益については、主に、連結子会社に該当するファンドの損益のうち、当社グループ以外のファンド出資者に帰属する部分が計上されています。当連結会計年度においては、当社グループ以外のファンド出資者の存在する連結子会社に該当するファンドにおいて損失が発生したため、19百万円の損失（前連結会計年度 238百万円の損失）となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、過年度からの累積損失を解消するには至らず配当原資を確保することができなかったため、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

ホ. 借入金の状況

当連結会計年度末の借入金とリース債務の残高は合計で18,334百万円（前連結会計年度末19,656百万円）となりました。このうち、当社単体の金融機関からの借入額が14,128百万円（同16,910百万円）、再生可能エネルギー投資事業のプロジェクトファイナンス等によるSPCの借入金やリース債務の残高が4,205百万円（同2,746百万円）です。

当社単体の借入金については、当連結会計年度に2,781百万円の返済を実施し、着実にその残高を圧縮しています。加えて、平成29年4月末には1,453百万円の借入金を追加で返済し、その残高はさらに減少して12,675百万円となっています。

なお、上記の当社単体の金融機関からの借入金は、融資期間が平成29年7月31日までの1年間であり、期限の到来に当たり新たな返済計画について全取引金融機関と協議中です。この新たな返済計画は返済期限を平成30年7月31日とし、これまでと同様に、最低返済額を定めていますが財務制限条項は付していません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、2,534百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、再生可能エネルギー投資事業におけるメガソーラー発電所の建設等であります。

③ 資金調達の状況

ファンドに対する拠出資金を調達するため、前連結会計年度において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先として行使価額修正条項付新株予約権を発行しました。その後、当連結会計年度中に新株予約権残数10,360個が全て行使され、合計で312百万円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

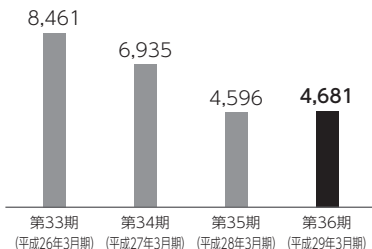
特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

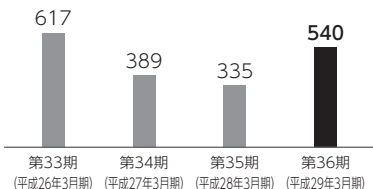
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

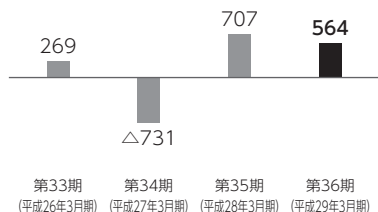
営業収益 (単位：百万円)



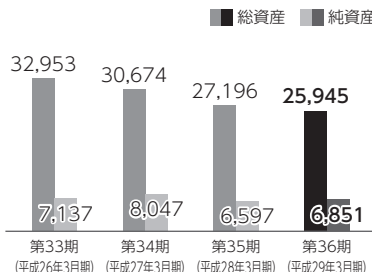
経常利益 (単位：百万円)



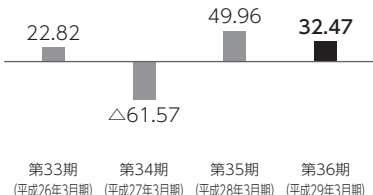
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (単位：百万円)



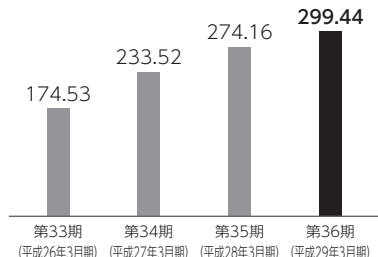
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第33期 (平成26年3月期)	第34期 (平成27年3月期)	第35期 (平成28年3月期)	第36期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
営業収益	(百万円)	8,461	6,935	4,596	4,681
経常利益	(百万円)	617	389	335	540
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	269	△731	707	564
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	22.82	△61.57	49.96	32.47
総資産	(百万円)	32,953	30,674	27,196	25,945
純資産	(百万円)	7,137	8,047	6,597	6,851
1株当たり純資産	(円)	174.53	233.52	274.16	299.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により計算しております。
2. 平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び、1株当たり純資産は、第33期（平成26年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等の適用により第35期（平成28年3月期）より「当期純利益又は当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ジャイク事務サービス株式会社	10百万円	100%	当社グループが業務執行を行う投資事業組合等の管理事務
JAICシードキャピタル株式会社	40百万円	100%	シード投資に特化した投資事業及び投資先企業に対する経営支援活動
日亜投資諮詢（上海）有限公司 (JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.)	3百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
蘇州日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
瀋陽日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
日亜（天津）創業投資管理有限公司	2百万中国人民元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
投資事業組合等22ファンド	－	－	投資業務

- (注) 1. 投資事業組合等につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日公表 実務対応報告第20号）の適用に伴い、連結子会社となっております。
2. 資本金や純資産が一定額以上の子会社又は人員が駐在する子会社であり、かつ、継続保有方針である会社を重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の中長期的な経営戦略及び対処すべき課題について以下のように考えております。

①目指す姿

イ. 外部環境の認識

今日では、急速に少子高齢化が進み、日本をはじめとするアジア諸国において社会や経済のパラダイムが大きく変わる重要な局面を迎えています。

この問題を乗り越えるためには、イノベーションにより、新しい技術やサービス等の価値の創造や既存事業の再活性を行い、安心・安全で質と生産性の高い、持続的な成長を維持できる社会を構築する必要があります。また、日本においては、自らのイノベーションによる内生的な成長のみに依存せず、成長著しいアジアとの交流や連携を強化し、インバウンド需要等の外生的な成長を取り込むことも重要です。

私たちは、ここに当社の事業機会があると考えています。

ロ. 当社の目指す姿

私たちは、アジアと日本の経済発展に役立つべく設立後35年に亘り投資活動をして参りました。今後も、その長い経験と実績を活かし、日本とアジアの持続的な成長に一層貢献して参りたいと役職員一同強い意欲で日々活動しております。日本の歴史ある投資会社であり、加えてアジアとの長い繋がりのある投資会社として、様々な分野でアジアとの繋がりを重視し投資活動を展開することで、日本とアジアの経済発展に貢献して参ります。

②各事業の方針

イ. プライベートエクイティ事業

引き続き当社の基幹事業と位置付け、少子高齢化などの社会問題に対応すべく、企業のイノベーションによる新たな価値の創造や既存事業の再活性をサポートして参ります。今後も、事業全体のアセット残高を積み増すことで事業規模を拡大します。同時に、当社自身の財務リスクは抑制し資産の健全性を維持するためアセット残高のうち当社の出資持分は圧縮します。この2つを同時に実現するために、積極的にファンドを組成して投資資金を調達して参ります。

現在はベンチャー投資が中心ですが、多様な投資機会を獲得するために、今後は「スモールキャップ企業」と呼ばれる株式上場済みで時価総額の小規模な企業へのグロース投資や、事業承継型バイアウトへと投資領域を拡大します。この領域の企業は、成長戦略の立案、海外進出支援、株主構成の是正など、投資家に対して資金以外の支援も期待しているケースが多くあります。これに対し、私たちは、ベンチャー投資やアジアでの投資を通じて培った事業支援の経験や実績が活用できると考えています。また、私たちのファンドの出資候補者となる金融機関においては、ベンチャー投資よりもミドルリスクミドルリターンの投資でまとまった資金を運用したいというニーズも多く、この領域への投資ニーズも高まっています。

ロ. 再生可能エネルギー投資事業

環境問題への対策は、安心・安全な社会を維持するための普遍的で地球規模の課題です。私たちも、再生可能エネルギー投資事業を通じて、そのインフラ整備に貢献して参ります。その一つとして、当社は平成24年から、日本で固定価格買取制度が開始したことを契機にメガソーラープロジェクトへの投資に取り組みました。その後、急速に事業規模が拡大し、当社の第2の収益の柱へと成長しています。

この事業は、当初は、プロジェクトを長期保有し20年に亘り売電収入を源泉とした安定収益を獲得する目的で始めました。しかし、東京証券取引所にインフラREIT市場が新設されるなど外部環境が整ったため、現在では、プロジェクトの一部は売却して利益や資金を前倒しで獲得することと致しました。投資するプロジェクトのうち一部については、引き続き長期間保有することで安定的に売電収入を確保する方針です。他方、プロジェクトの一部については、他の収益の変動や、新規プロジェクトへの投資資金の需要を見定めながら必要に応じて売却をする方針です。プロジェクトを売却することは、当社の期間損益を安定させるとともに、売却で得た資金で新たなプロジェクトに投資を行いそれを再度売却する、というように資金を回転させることで、資金効率と収益性を高めることにつながります。

現在当社が投資しているメガソーラープロジェクトは、全て買取価格が32円/KWh以上の案件です。しかしながら、固定価格買取制度による太陽光発電の買取価格は低下傾向にあり、買取価格が32円/KWh以上のプロジェクトへの新規投資機会はいずれは無くなる見込みです。これに備えて、より低い買取価格でも採算が取れるよう、低コストでプロジェクトを開発する方法を研究しています。また、太陽光よりも買取価格の高い、他の再生可能エネルギープロジェクトへの投資も検討しています。風力とバイオマスについては、既に試験的な投資を実行済みです。

ハ. 新規事業

安定収益を更に拡大するため、第3の収益の柱となる新規投資事業を開拓します。投資利回りを追求するだけでなく当社の経営方針に沿った社会的な意義の高い分野で投資を行います。一例として、平成28年9月には複合型高齢者施設に投資をしました。高齢者施設への投資を通じて、高齢者の方々に向けて、より安心かつ安全で質の高い生活環境に不可欠なインフラを提供して参ります。

また、当社の周辺事業を行う企業に対しM&Aや出資等を行い、これらの企業の事業拡大を支援すると同時にその収益を獲得することも検討しています。現時点では複数の案を検討中の段階ですが、個別の事例を積み上げながら事業を立ち上げていきます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

日本とアジアに跨る総合的な投資会社として、投資業務及び投資事業組合等ファンドの管理運営を主な業務としております。また、投資業務に付随する情報提供及びコンサルティング業務等を行っております。

投資業務には、日本を含むアジア地域におけるベンチャー企業や中堅・中小企業等を中心とした成長力豊かな企業へ投資し、育成・支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、当該投資資産の売却によるキャピタルゲインを得ることを目的としたプライベートエクイティ投資と、メガソーラー発電などの再生可能エネルギープロジェクトへ投資し、売電収入やプロジェクトの売却による安定収益を得ることを目的とした投資があります。

(6) 主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

当社本社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

国内拠点 当社

西日本オフィス (大阪府大阪市)

ジャイク事務サービス株式会社 (東京都千代田区)

JAICシードキャピタル株式会社 (東京都千代田区)

海外拠点 日亜投資諮詢 (上海) 有限公司 (中国上海市)

(JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.)

蘇州日亜創業投資管理有限公司 (中国蘇州市)

日亜 (天津) 創業投資管理有限公司 (中国天津市)

瀋陽日亜創業投資管理有限公司 (中国瀋陽市)

(注) 休眠中の拠点は記載しておりません。

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
44名	1名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	—	45歳5ヶ月	11年5ヶ月

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 上記以外に他会社への出向社員が10名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,196
農林中央金庫	869
信金中央金庫	766
J A三井リース株式会社	728
株式会社香川銀行	706

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 37,536,200株

② 発行済株式の総数 17,884,392株

(注) 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により1,036,000株増加しております。

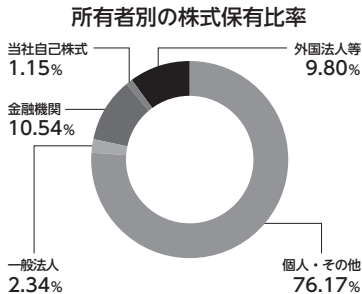
③ 株主数 12,010名

④ 主な株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
FIRST EASTERN ASIA HOLDINGS LIMITED	1,247	7.06
株式会社SBI証券	503	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	346	1.96
日本証券金融株式会社	345	1.95
松井証券株式会社	268	1.52
田島 憲一郎	265	1.50
佐藤 栄康	220	1.24
楽天証券株式会社	214	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	205	1.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	180	1.02

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (204,909株) を控除して算出しております。

2. 当社の自己株式は、上記表に含めておりません。



(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成26年3月11日発行)	
発行決議日	平成26年2月24日	
新株予約権の数	137個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	13,700株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注) 1円
権利行使期間	平成26年3月12日から 平成56年3月11日まで	
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ③その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額1,080円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は541円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成26年7月15日発行)
発行決議日	平成26年6月30日
新株予約権の数	72個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注) 1円
権利行使期間	平成26年7月16日から 平成26年7月15日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額890円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は446円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成27年7月14日発行)
発行決議日	平成27年6月29日
新株予約権の数	59個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注) 1円
権利行使期間	平成27年7月15日から 平成27年7月14日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額580円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は291円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成28年7月14日発行)
発行決議日	平成28年6月28日
新株予約権の数	125個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき12,500株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり) 100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1円 1株当たりの資本組入額 (注) 1円
権利行使期間	平成28年7月15日から 平成58年7月14日まで
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。
なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額321円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は161円となります。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名称	個数 (個)	保有者 (名)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	137	2
	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	72	2
	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	59	2
	2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	125	3
監査等委員である取締役	—	—	—

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

④ その他新株予約権等の状況

当該事業年度末日において存在する新株予約権に関して、その他の重要な事項は次のとおりであります。

	2016年12月新株予約権 (業績連動型有償ストック・オプション) (平成28年12月13日発行)	
発行決議日	平成28年11月28日	
新株予約権の数	2,720個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	272,000株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき	315円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	50,400円 504円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	507.15円 253.58円
権利行使期間	平成29年6月 1日から 平成34年6月30日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注1)	
割当状況		
当社取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	新株予約権の個数	1,150個 保有者 2名
当社従業員	新株予約権の個数	1,570個 保有者 11名

(注1) 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、平成29年3月期、平成30年3月期及び平成31年3月期の各連結会計年度に係る当社が提出した決算短信に記載される従来連結基準(注2)の当社連結損益計算書における、親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて、次の各号に掲げる各連結会計年度の区分に従い、割当てを受けた新株予約権(以下「本新株予約権」という。)のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、例えば国際財務報告基準の適用等の適用される会計基準の変更等により参照すべき親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。
- a) 平成29年3月期連結会計年度
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準(注2)の親会社株主に帰属する当期純利益の額(当期純損失の場合は零とみなす)を20億円で除した割合を、平成29年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数が、新株予約権者が平成29年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が平成29年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。
- b) 平成30年3月期連結会計年度
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準(注2)の親会社株主に帰属する当期純利益の額(当期純損失の場合は零とみなす)を20億円で除した割合を、平成30年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が平成30年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が平成30年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

c) 平成31年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、平成31年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)及びb)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が平成31年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が平成31年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

- ② 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、権利行使資格を有しない場合であっても、行使期間中であって、かつ、当社取締役会が正当な理由があると認める場合には行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権者が死亡したときは、その直前において当該本新株予約権者が上記②の権利行使資格を満たしており、かつ、下記④に該当する事由がない場合には、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとし、行使期間の初日又は本新株予約権者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過する日まで（ただし、行使期間の末日までとする。）の間に限り、行使の時点で上記①の条件を満たす本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を相続することはできない。
- ④ 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則の重大な違反となる行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以降本新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 上記③の場合を除き、本新株予約権者は、一度の手续において、付与された本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権1個の一部につき行使することはできない。
- ⑦ その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(注2) 従来連結基準

当社グループでは、平成19年3月期より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号）を適用し、当社グループで運営している投資事業組合等の一部を連結の範囲に加えて連結財務諸表等を作成しております。しかしながら、投資家及び株主の皆さまに、当社グループの経営成績及び財務状況を正しくご認識いただくためには、従来からの会計基準による財務諸表等の開示も必要と考えております。

以上のことから、従来の会計基準に従って、投資事業組合については、資産、負債及び収益、費用を外部出資者の持分を含まない当社及び関係会社の出資持分にに応じて計上し、また、会社型ファンドについては連結の範囲から除いた連結財務諸表等を「従来連結基準」として継続的に開示しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	細窪 政	
常務取締役	下村 哲朗	管理グループ管掌、新エネルギー投資グループ管掌、投資企画グループ管掌
取締役	志村 誠一郎	投資グループ管掌、㈱ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役
取締役（監査等委員長）	大森 和徳	
取締役（監査等委員）	安川 均	社外取締役
取締役（監査等委員）	沼波 正	社外取締役、エヌエヌ生命保険㈱社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の安川均氏及び沼波正氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）の安川均氏及び沼波正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 志村誠一郎氏は平成29年5月23日付で㈱ヨシムラ・フード・ホールディングスの社外監査役を退任しております。
4. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社と各監査等委員は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 取締役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	61百万円 （－百万円）	57百万円 （－百万円）	3百万円 （－百万円）	3名 （－名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27百万円 （14百万円）	27百万円 （14百万円）	－	3名 （2名）
合 計 （うち社外役員）	89百万円 （14百万円）	85百万円 （14百万円）	3百万円 （－百万円）	6名 （2名）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）について年額210百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額36百万円以内と決議いただいております。また、当該年額210百万円の範囲内で、平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権による報酬についても決議いただいております。

□. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役沼波正氏はエヌエヌ生命(株)の社外取締役（監査等委員）を兼職しております。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

□. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 安川 均	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会18回のうち18回に出席致しました。当社とは異なる事業分野での企業経営の経験に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 沼波 正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会18回のうち18回に出席致しました。経済や金融に関する高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記1.を含む。）	45

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

3. 当社の重要な子会社のうち、日亜投資諮詢（上海）有限公司（JAPAN ASIA INVESTMENT（CHINA）CO.,LTD.）、蘇州日亜創業投資管理有限公司、瀋陽日亜創業投資管理有限公司、及び日亜（天津）創業投資管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 3ヶ月間の業務一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ. 処分の理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

(5) 業務の適正を確保するための体制

平成29年3月末現在における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての、決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針策定に関する考え方

イ. 当社は、以下を経営理念としている。

日本とアジアでの投資活動を通じて、経済の活性化、社会問題の解決、さらには日本とアジアの経済連携拡大に貢献し、すべてのステークホルダーから信頼される投資会社となる。

当社は、この経営理念の下、業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を定める。

ロ. 当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、財務諸表やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保証する枠組みとなるものである。

② 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、当社及び当社子会社における企業倫理の確立、並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「私たちの行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図る。

ロ. 管理グループ担当取締役をコンプライアンス担当取締役とする。コンプライアンス担当取締役は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、説明会や個別相談など必要な諸活動を推進し、管理する。

ハ. 各組織単位及び各業務単位の責任者は、日々の業務を遂行する際、その行動基準を遵守し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 内部監査室は、各組織単位及び各業務単位の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部署からその改善状況の報告を義務付けることで、実効性を高める。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は取締役会を設置する。取締役会は、原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- . 取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上、投資委員会を原則週1回開催する。経営会議は、取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が自身で業務執行の意思決定をする上で、より適切な経営判断・業務執行の決定が可能となるよう、構成員からの意見参酌を行う場とし、また、業務執行取締役から権限を委譲された執行役員を含めた情報共有の場とすることで業務執行の強化を図ることを目的とする機関であり、業務執行取締役、執行役員及び監査等委員である取締役によって構成する。投資委員会は、営業上の投融資に関する事項を決裁する機関であり、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り運営する。
- ハ. 取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ又は室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置する。業務執行取締役はそれぞれ組織又は業務を担当する。業務執行取締役は、執行役員及び各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、執行役員及び責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行う。また、執行役員及び責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位者に対し、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させる。
- 二. 業務執行取締役及び執行役員はファンドを担当する。業務執行取締役及び執行役員がその担当するファンド業務を円滑に遂行するため、経営会議にてファンド毎にファンドマネージャーを選任する。ファンドマネージャーは、投資組入及び投資回収等についてファンドの観点から確認することで、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負う。

④ 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会には、取締役会事務局を設置する。
- . 取締役会事務局は、議長の命を受けて取締役会の開催、議事録の作成・保管その他取締役会に関する事務に当たる。各取締役が報告した業務執行状況資料及び取締役会議事録については、取締役（監査等委員であるものを含む）が常時閲覧できるようにし、取締役会議事録は10年間保管する。また、その他の全社的な文書保管の体制については文書管理規程に定める。

⑤ 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- イ. 組織単位及び各業務単位には、業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各組織や業務を担当する取締役及び執行役員又は責任者等への報告及び決裁機関への付議・報告等を義務付ける。また、業務執行の過程においては、各担当取締役、各担当執行役員、各責任者等、及び各業務の管理を担当する組織単位及び各業務単位が統制活動を行う。
- . 情報管理を適切に行うため、インサイダー取引管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、執行役員又は各責任者等をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、業務等に関する重要事実等の情報の管理を義務付ける。
- ハ. 経営危機管理を体系的に規定するため、経営危機管理規程を制定する。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせる。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理する。加えて、当社のインサイダー取引管理規程、情報管理規程及び経営危機管理規程は子会社にも適用される。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するように監督をする。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させる。上記「②当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の対象には子会社を含む。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置する。
- ロ. 上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保すべきことに留意して、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらから報告を受けた者は、あらかじめ定められた監査等委員会に対する報告事項について、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社の調査を行い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行う。
- ハ. 上記イ. 及びロ. において監査等委員会に対し報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう、上記②イ. に定める「私たちの行動規範」等により、コンプライアンスの重要性や

パワーハラスメントの禁止を周知徹底する。また、コンプライアンス相談制度では、相談した者が相談をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう匿名性が確保されており、その結果は監査等委員会に報告される。

⑨ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針及び手続に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して要請を行った場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに対応する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、より効率的な監査を実施できるよう、内部監査及び会計監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図る。内部監査室とは定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行う。また、必要に応じて会計監査人の往査・監査講評に立ち会う。
- ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役社長と定例会合を持つ。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記（５）の業務の適正を確保するための体制に基づいた運用を実施しております。当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

代表取締役自らが役職員にコンプライアンスの必要性を説明し、その周知徹底を図りました。また、コンプライアンス・マニュアルを改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、コンプライアンス相談制度やコンプライアンス社外通報制度の内容を社内に通達することで活用を促しました。

② リスク管理に関する取り組み

取締役会、経営会議、及び投資委員会を社内規程どおり開催し、業務執行に関する事項に関してその重要性や性質に基づき、適宜承認し、又は、報告を受けました。また、これらの社内規程を適宜改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、リスク管理委員会を２回開催し、リスクの洗い出し及び評価、並びに、対応策の検討とその実施状況の確認を行いました。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

子会社から予算、実績、業務遂行状況に関する報告を適宜受け、その監督を行いました。

④ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室長を配置し、監査等委員会と毎月報告会を開催致しました。また、監査等委員会は、必要に応じて代表取締役及びその他役員と会合を持ち、必要な報告を受け、意見を交換致しました。加えて、監査等委員会に使用人を招聘し、必要な報告を受けました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第36期 平成29年3月31日現在
資産の部	
流動資産	20,012
現金及び預金	7,396
営業投資有価証券	14,413
投資損失引当金	△2,415
営業貸付金	205
その他	442
貸倒引当金	△29
固定資産	5,933
有形固定資産	3,780
建物及び構築物	15
機械及び装置	1,290
車両運搬具及び工具器具備品	7
土地	24
建設仮勘定	2,441
無形固定資産	38
投資その他の資産	2,113
投資有価証券	1,849
破産更生債権等	119
その他	172
貸倒引当金	△27
資産合計	25,945

科目	第36期 平成29年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,823
短期借入金	2,247
未払費用	416
未払法人税等	68
繰延税金負債	22
賞与引当金	33
その他	36
固定負債	16,270
長期借入金	16,086
繰延税金負債	11
退職給付に係る負債	113
その他	58
負債合計	19,094
純資産の部	
株主資本	4,657
資本金	5,426
資本剰余金	3,443
利益剰余金	△3,811
自己株式	△400
その他の包括利益累計額	635
その他有価証券評価差額金	253
繰延ヘッジ損益	△100
為替換算調整勘定	483
新株予約権	28
非支配株主持分	1,529
純資産合計	6,851
負債純資産合計	25,945

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第36期 平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで
営業収益	4,681
営業原価	2,645
営業総利益	2,036
販売費及び一般管理費	1,297
営業利益	739
営業外収益	164
受取利息	24
受取配当金	122
為替差益	10
雑収入	6
営業外費用	362
支払利息	353
雑損失	9
経常利益	540
特別利益	410
投資有価証券売却益	1
固定資産売却益	394
その他	15
特別損失	389
減損損失	130
投資有価証券評価損	42
リース解約損	181
その他	35
税金等調整前当期純利益	562
法人税、住民税及び事業税	17
当期純利益	545
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△19
親会社株主に帰属する当期純利益	564

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

第36期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日 残高	5,268	3,286	△4,375	△400	3,778
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）	157	157	-	-	314
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	564	-	564
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	157	157	564	△0	879
平成29年3月31日 残高	5,426	3,443	△3,811	△400	4,657

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	その他の利益 累計額合計			
平成28年4月1日 残高	241	-	542	784	29	2,004	6,597
連結会計年度中の変動額							
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-	-	-	314
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	564
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	11	△100	△59	△148	△1	△475	△624
連結会計年度中の変動額合計	11	△100	△59	△148	△1	△475	254
平成29年3月31日 残高	253	△100	483	635	28	1,529	6,851

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第36期 平成29年3月31日現在
資産の部	
流動資産	17,102
現金及び預金	5,457
営業投資有価証券	12,770
投資損失引当金	△1,650
営業貸付金	205
未収入金	247
その他	103
貸倒引当金	△30
固定資産	2,641
有形固定資産	46
建物	15
工具、器具及び備品	6
土地	24
無形固定資産	8
その他	8
投資その他の資産	2,586
投資有価証券	1,484
関係会社株式	863
破産更生債権等	119
その他	146
貸倒引当金	△27
資産合計	19,744

科目	第36期 平成29年3月31日現在
負債の部	
流動負債	1,735
1年内返済予定の長期借入金	1,453
未払費用	82
未払法人税等	56
賞与引当金	26
繰延税金負債	22
その他	95
固定負債	12,805
長期借入金	12,675
退職給付引当金	113
繰延税金負債	16
負債合計	14,540
純資産の部	
株主資本	4,760
資本金	5,426
資本剰余金	3,537
資本準備金	1,426
その他資本剰余金	2,111
利益剰余金	△3,802
その他利益剰余金	△3,802
繰越利益剰余金	△3,802
自己株式	△400
評価・換算差額等	414
その他有価証券評価差額金	514
繰延ヘッジ損益	△100
新株予約権	28
純資産合計	5,203
負債純資産合計	19,744

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第36期 平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで
営業収益	3,621
営業原価	1,747
営業総利益	1,874
販売費及び一般管理費	1,087
営業利益	786
営業外収益	154
受取利息	16
受取配当金	122
為替差益	9
雑収入	6
営業外費用	269
支払利息	260
雑損失	8
経常利益	672
特別利益	58
投資有価証券売却益	1
関係会社株式売却益	52
その他	3
特別損失	173
減損損失	130
投資有価証券評価損	42
その他	1
税引前当期純利益	556
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	553

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

第36期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年4月1日 残高	5,268	1,268	2,111	3,380	△4,355	△4,355	△400	3,892
事業年度中の変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）	157	157	-	157	-	-	-	314
当期純利益	-	-	-	-	553	553	-	553
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	157	157	-	157	553	553	△0	868
平成29年3月31日 残高	5,426	1,426	2,111	3,537	△3,802	△3,802	△400	4,760

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成28年4月1日 残高	628	-	628	29	4,550
事業年度中の変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-	314
当期純利益	-	-	-	-	553
自己株式の取得	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△113	△100	△213	△1	△215
事業年度中の変動額合計	△113	△100	△213	△1	653
平成29年3月31日 残高	514	△100	414	28	5,203

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 海 野 隆 善 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 吉 田 亮 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海野 隆 善 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 亮 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

日本アジア投資株式会社 監査等委員会

監査等委員 大森 和徳 ㊞

監査等委員 安川 均 ㊞

監査等委員 沼波 正 ㊞

(注) 監査等委員安川 均及び沼波 正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主の皆さまへ

特集1 プライベートエクイティ事業

投資領域の拡大 ～ベンチャーからグロース・バイアウトへ～

現在、JAICはベンチャー企業を中心に投資をしています。

第36期も高い成長性が期待される企業に積極的に投資を行いました。

第36期の投資実行事例

 格冠科技 瀋陽格冠科技發展有限公司	 愛料理 Polydice, Inc.
 ワンダープラネット (株)	 FREETEL プラスワン・マーケティング(株)
 (株) J-ARM	 (株) ピー・ビーシステムズ
 MTES株式会社 MTES Co., LTD (株)	 Laxus ラクサス・テクノロジーズ(株)
 (株) グローバルトラストネットワークス	 天津安科運達航空服務股份有限公司
	 FacePeer (株)

今後は、投資領域を拡大し、新興市場に上場する時価総額の小さな企業へのグロース投資や、事業承継ニーズのある中堅・中小企業へのバイアウト投資も行っていく予定です。

これらの企業の多くは、投資家に対し、資金だけでなく他の経営リソースも期待しています。そのため、ベンチャー投資で培ったJAICの経営支援能力が活用できます。

また、JAICの募集するファンドの出資者候補である国内大手金融機関の多くは、一定規模の資金をミドルリスクで運用したいというニーズを持っています。よって、ベンチャー企業への投資に比べて投資規模が大きくリスクの低い企業への投資が好まれます。

このように社会的要請が高く、JAICにとって事業機会が豊富な投資領域へも積極的に進出します。

特集2 再生可能エネルギー投資事業

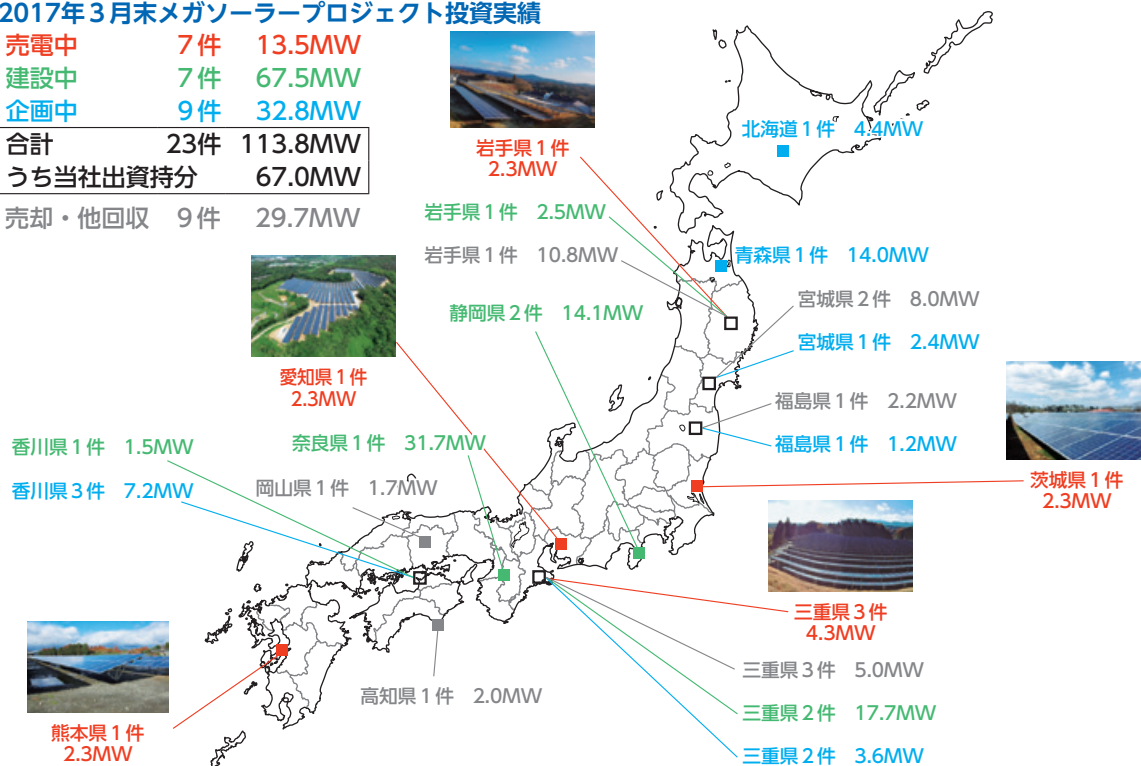
低下する買取価格への挑戦

2017年3月末メガソーラープロジェクト投資実績

売電中	7件	13.5MW
建設中	7件	67.5MW
企画中	9件	32.8MW

合計	23件	113.8MW
うち当社出資持分		67.0MW

売却・他回収 9件 29.7MW



固定価格買取制度による太陽光発電の買取価格は毎年低下し、2015年には30円/kWh以下となりました。JAICは、現状32円/kWh以上のプロジェクトを推進中です。しかしながら、このような案件はいずれ無くなるため、低い買取価格でも採算の合うように低コストのプロジェクト開発方法を研究しています。また、風力やバイオマスなど、より買取価格の高い他の再生可能エネルギープロジェクトへの投資も試験的に行っています。



特集3 収益の拡大と財務の健全性向上

第3の収益の柱となる新規事業の確立

JAICはこれまで、安定収益で販管費や支払利息をカバーすることを目指し、ファンドの運営報酬やメガソーラーの売電収入の拡大を目指してきました。しかしながら、更に一層安定収益を拡大すべく、これらに続く第3の収益の柱となる新規事業を立ち上げる方針です。

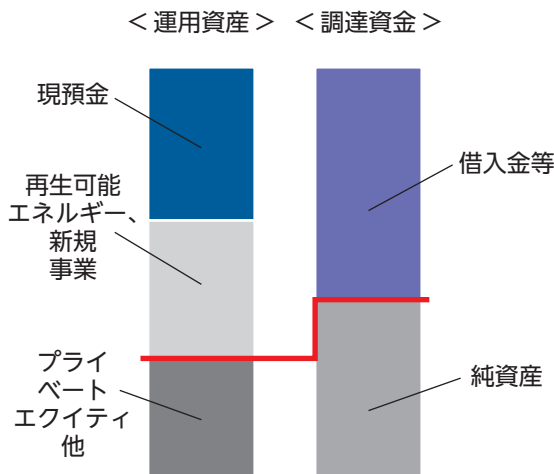
現在は複数の事業アイデアを検討中の段階ですが、その1つとして、2016年9月に好立地な環境の複合型高齢者施設に投資をしました。この施設は2017年5月に完成し、早期売却に向けて交渉中です。このような事例を積み重ね、多様かつ持続可能な新規事業を立ち上げていきます。

また、財務の健全性を高めるべく、ハイリスクハイリターンのプライベートエクイティ事業の投資残高を、純資産の範囲に収めることを目指します。ファンドの設立により投資資産の規模は拡大しつつ、同時に、ファンドへの当社の出資比率を引き下げて当社自身の投資リスクは抑えます。その結果、借入金と対応する資産は、比較的流動性の高い再生可能エネルギープロジェクトの投資資産や現預金などになります。



2016年9月に投資実行した複合型高齢者施設「勝どき駅前複合ビル」

目指す財務バランス(イメージ)



株主総会会場ご案内図

〒102-0074東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段



交通のご案内

「九段下」駅「5番出口」徒歩5分(東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線)

「九段下」駅「7番出口」徒歩3分(東京メトロ東西線)

※駐車場・駐輪場はございません。公共の交通機関をご利用ください。

(定時株主総会終了後に、同じ会場で会社説明会を行います。)
(是非ともご参加いただきたくご案内申し上げます。)